

## ○松阪市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年1月1日規則第72号

改正 平成24年10月22日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年松阪市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、交付される政務活動費について、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び会派に所属しない議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

3 会派に所属しない議員が会派に所属することとなったときは、会派に所属しない議員であった者は市長に対し、議長を経由して会派所属届（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった会派及び会派に所属しない議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に議長を経由して政務活動費交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び会派に所属しない議員は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

(使途基準)

第5条 条例第5条に規定する政務活動費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成24年10月22日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第2条第1項の改正規定（「会派の代表者」の次に「及び会派に所属しない議員」を加える部分を除く。）、第3条の改正規定（「各会派」を「会派及び会派に所属しない議員」に改める部分及び「様式第4号」を「様式第5号」に改める部分を除く。）、第4条の改正規定（「各会派の代表者」を「会派の代表者及び会派に所属しない議員」に改める部分及び「様式第5号」を「様式第6号」に改める部分を除く。）、第5条の改正規定、第7条の改正規定（「経理責任者」の次に「及び会派に所属しない議員」を加える部分を除く。）並びに別表の改正規定中「政務調査費使途基準」を「政務活動費使途基準」に改める部分は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間において、様式第1号から様式第6号までを使用する場合は、「政務活動費」とあるのは「政務調査費」に置き換える等必要な修正を加えた上で使用するものとする。

別表（第5条関係）

政務活動費使途基準

| 項目     | 内 容   |
|--------|---|
| 研究研修費  | 研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費<br>（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等） |
| 調査研究旅費 | 市の事務及び地方行財政に関する調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（ただし、海外視察は除く。）<br>（交通費、旅費、宿泊費等）            |
| 会議費    | 各種会議に要する経費<br>（会場費、資料印刷費、茶菓子代等）   |
| 資料作成費  | 議会審議及び調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費<br>（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入・借上げ費等）                              |
| 資料購入費  | 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費<br>（書籍購入費、新聞・雑誌購読料等）                                       |
| 広報費    | 議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費<br>（広報紙、報告書等印刷費、送料、会場費、交通費等）                                 |
| 事務費    | 調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費<br>（事務用品、備品購入（事務機器）費、通信費等）  |
| その他の経費 | 上記以外の経費で調査研究活動に必要なもの  |

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

(宛先)

松阪市長

(松阪市議会議長経由)

会派名

代表者名

⑩

又は議員名

政務活動費交付申請書

松阪市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者

5 所属議員数 人（ 月 日現在）

6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

(宛先)

松阪市長

(松阪市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

⑨

又は議員名

政 務 活 動 費 交 付 変 更 申 請 書

松阪市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| 区 分                 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------------|---|---|-------|
| 会 派 の 名 称           |   |   |       |
| 代 表 者 名             |   |   |       |
| 経 理 責 任 者 名         |   |   |       |
| 所 属 議 員 数           |   |   |       |
| 交 付 申 請 額<br>( 年度分) | 円 | 円 |       |

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）

松阪市長

（松阪市議会議長経由）

会派名

代表者名

㊟

会 派 解 散 届

松阪市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）

松阪市長

（松阪市議会議長経由）

議員名

⑩

会 派 所 属 届

松阪市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所属会派の名称

2 会派の所属年月日

様式第 5 号（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

会派代表者氏名  
又は議員名 様  
(松阪市議会議長経由)

松阪市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、松阪市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円



様式第6号（第4条関係）

年 月 日

(宛先)

松阪市長

(松阪市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

又は議員名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

松阪市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、  
費を下記のとおり請求します。

年度政務活動

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 交付請求時における所属議員数 人
- 3 振込先

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 金融機関名 | 銀行・信用金庫・農協・漁協・労働金庫 |
|       | 本店・支店・出張所          |
| 預金種別  | 普通 当座 その他（ ）       |
| 口座番号  |                    |
| フリガナ  |                    |
| 口座名義人 |                    |